禁転載 ©朝日新聞社
The Asahi Shimbun JAPAN'S LEADING NATIONAL NEWSPAPER
2010年9月8日(水)
朝日新聞 速報号外
朝日新聞
ご購読のお申し込みは
0120-33-0843

鈴木宗議員、収監へ

上告棄却 実刑確定、失職へ

北海道開発局の工事や林野庁の行政処分をめぐる汚職事件で、最高裁第一小法廷（金築誠志裁判長）は、不正に口利きした見返りに業者から現金計1100万円を受け取ったとして、受託収賄やあっせん収賄など四つの罪に問われた「新党大地」代表の衆院議員・鈴木宗男被告(62)の上告を棄却する決定をした。７日付。懲役２年の実刑、追徴金1100万円とした一、二審判決が確定する。

鈴木議員は決定文を受け取った日の翌日から３日以内に最高裁に異議を申し立てることができるが、異議が棄却された時点で刑が確定する。確定すれば、公職選挙法と国会法の規定に基づいて失職し、収監される。

現職の国会議員が実刑確定により失職するのは、ゼネコン汚職事件であっせん収賄罪に問われた中村喜四郎元建設相以来で、戦後４人目となる。

鈴木宗男衆院議員

上告審では、北海道開発局の港湾工事をめぐる600万円の受託収賄罪について、当時、北海道開発庁長官だった鈴木議員に「職務権限」があったかどうかが争点になった。

第一小法廷は、長官には工事実施についての指揮監督権限はなかったものの、予算計画の作成にあたって職員を指導する立場にあったと指摘。「職員への指導の形を借りて、特定の業者に受注させるよう開発局幹部に働きかけたことは長官の職務に密接な関係がある」と述べ、受託収賄罪の成立を認めた。